

報告第 1 号

令和 6 年度木曽広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
令和 6 年度木曽広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製した
ので報告する。

令和 7 年 5 月 21 日提出

木曽広域連合長 原 久 仁 男

別紙

令和6年度 木曽広域連合一般会計繰越明許費 繰越計算書

単位:円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
1 総務費	1 総務管理費	CATV施設管理費	449,254,000	3,289,000	3,289,000	0	0
合 計			449,254,000	3,289,000	3,289,000	0	0

議案第 12 号

木曽広域連合広域計画の変更につき議会の議決を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 第 3 項の規定に基づき
木曽広域連合広域計画の変更について、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 21 日 提 出

木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 7 年 月 日 決

木曽広域連合議会議長 下 出 謙 介

木曽広域連合広域計画（第 6 次計画）の一部を次のように改正し、令和 7 年度から適用する。

広域計画項目中 31 を項目 32 とし、項目 14 から項目 30 までは 1 項目ずつ繰り下げ、項目 13 の次に別紙の「14. 周産期医療に関すること」を加える。

14 周産期医療に関すること



主管：健康福祉課

経緯

令和8年4月以降、県立木曽病院で分娩を取り扱う産科医療体制を維持し続けることが困難になる見通しのため、周辺医療機関とも連携した周産期医療体制の検討が必要となりました。

長野県、県立木曽病院、町村と広域連合で検討した結果、松本大北地域 出産・子育て安心ネットワーク協議会へ加入し、周産期医療体制を整備することになりました。

現状と課題

令和8年4月以降、県立木曽病院に常勤麻酔科医の派遣が困難なことから、分娩を取り扱う産科医療体制を維持し続けることが困難になる見通しです。

周辺医療圏に分娩を担っていただくため、分娩医療機関への移動にかかる負担が増加する事が課題となっています。

今後の方針

松本地域、上伊那地域、岐阜県東濃地域の分娩医療機関と連携し、周辺医療圏に分娩を担っていただきます。県、県立木曽病院と連携し、周辺医療圏の分娩医療機関との連携強化に努めます。

また、町村と連携し、妊婦に対する支援策の検討を行います。

施策

- 1 松本大北地域 出産・子育て安心ネットワーク協議会へ加入し、木曽郡の事務局機能を担います。
- 2 ネットワーク協議会の取組に関する広報活動を実施します。
- 3 関係機関と連携し、周産期医療に関する情報発信に努めます。

議案第 12 号 木曽広域連合広域計画の変更につき議会の議決を求めることについて

1 変更事由

木曽広域連合規約（平成 11 年長野県指令第 1280 号）の変更に伴い、広域計画の項目に「周産期医療に関すること」の項目の追加が必要となったものである。

2 変更内容

広域計画項目中31を項目32とし、項目14から項目30までを1項目ずつ繰り下げ、項目13の次に次の1項目を加える。

14. 周産期医療に関すること

3 適用

令和 7 年度から適用する。

議案第 13 号

木曾広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例について

木曾広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 21 日 提 出
木 曾 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 7 年 月 日 決
木曾広域連合議会議長 下 出 謙 介

木曽広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例

木曽広域連合事務局設置条例（平成11年木曽広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
(課の分掌事務) 第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) 健康福祉課 ①～⑥ (略) <u>⑦ 周産期医療に関すること。</u> <u>⑧～⑪</u> (略) (4)及び(5) (略)	(課の分掌事務) 第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) 健康福祉課 ①～⑥ (略) <u>⑦～⑩</u> (略) (4)及び(5) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の木曽広域連合事務局設置条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 13 号 木曽広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例について

1 改正事由

令和 7 年 3 月 31 日付け長野県木曽地域振興局指令 6 木地企第 210 号で許可された木曽広域連合規約の変更により、木曽広域連合事務局設置条例において定める課の分掌事務に新たな事務を加えるもの。

2 改正内容

健康福祉課の分掌事務に次の事務を加える（第 3 条第 3 号関係）。
周産期医療に関すること。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 14 号

木曾広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

木曾広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 21 日 提 出

木 曾 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 7 年 月 日 決

木曾広域連合議会議長 下 出 謙 介

木曽広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

木曽広域連合職員の給与に関する条例（平成17年木曽広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当の支給制限) 第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、第39条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第42条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの	(期末手当の支給制限) 第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、第39条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第42条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに

に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止め処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) (略) 6～8 (略)	限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止め処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) (略) 6～8 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 14 号 木曽広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

1 改正事由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）に基づき、刑罰が変更になることに伴う所要の改正を行うもの。

2 改正内容

「懲役」と「禁錮」が「拘禁刑」に一本化されることに伴い用語の整理を行うとともに、所要の経過措置を定める（第 41 条及び第 42 条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

(2) 罰則の適用等に関する経過措置

この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第17号

建設工事請負契約の締結について

下記のとおり建設工事請負契約を締結するため、木曽広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年木曽広域連合条例第24号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 可燃ごみ処理施設更新工事
- 2 契約の金額 132,000,000円
(うち取引に係る消費税額12,000,000円)
- 3 契約の相手方
 - (1) 住 所 大阪市港区弁天1丁目2番1号
 - (2) 名 称 カナデビアE&E株式会社
 - (3) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 英夫
- 4 契約の方法 随意契約

令和7年5月21日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和7年 月 日 決
木曽広域連合議会議長

入札経過書

1. 工事(業務)名 令和7年度 可燃ごみ処理施設更新工事

2. 工事(業務)箇所名 木曽郡木曽町福島7709

上記に係る入札(見積)の経過は、下記のとおりです。

令和7年4月24日

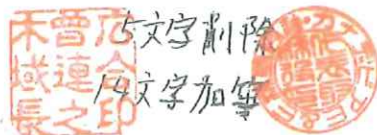
木曽クリーンセンター庶務係長 榊原 弘



記

契 約 方 法		一般競争入札		指名競争入札		随契契約
入 札 日 時		令和7年4月24日(木)		午前 10時00分		
入 札 の 経 過 及 び 結 果	入 札 者	第1回入札	第2回入札	第1回見積	第2回見積	備考
	カナデビアE&E株式会社	120,000,000	決定			

予定価格		144,430,000 円			
落札決定額		132,000,000 円	落札者氏名	落札の通知	立会人
内 訳	入札書記載金額	120,000,000 円	カナデビアE&E株式会社	口頭 (文書)	入札事務担当者 及び入札者全員
	10/100相当額	12,000,000 円			
落札率		83.00%			



建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和7年度 可燃ごみ処理施設更新工事
- 2 工 事 場 所 長野県木曽郡木曽町福島7709番地
- 3 工 期 自 令和7年~~4月24日~~ 5月木曽広域連合議会議決の日
至 令和8年3月6日
- 4 請 負 代 金 額 金 132,000,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額12,000,000円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 契 約 保 証 金 免除
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
〔注〕建設工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用について記載した書面を添付する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負仮契約を締結するものとする。

〔なお、木曽広域連合議会の議決（木曽広域連合長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。〕

〔（ ）の部分は、紙の契約書を採用する場合に使用する。〕

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年4月24日

発注者 長野県木曽郡木曽町日義4898-37

木曽広域連合

連合長 原 久 仁 男 印

受注者 住所 大田区井ノ上1丁目2番1号

会社名 カナデアE&E株式会社

代表者名 代表取締役 佐藤 英夫 印

（備考）建設工事請負契約約款（契約条項）を添付すること。

議案第 18 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、木曽広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 11 年木曽広域連合条例第 24 号) 第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 7 年度 旧木曽寮除却工事
- 2 契約金額 金 2 6 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税額 2 3 , 8 0 0 , 0 0 0 円)
- 3 契約の相手先
 - (1) 名称及び代表者
株式会社 岡谷組 木曽営業所
所長 小林 健司
 - (2) 住所
木曽郡木曽町福島 7086
- 4 契約の方法 指名競争入札

令和 7 年 5 月 21 日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久仁男

令和 7 年 月 日 決
木曽広域連合議会議長 下出 謙介

入札経過書

1. 工事名 令和7年度 旧木曾寮除却工事

2. 工事箇所名 旧木曾寮 木曾郡上松町大字荻原2404-1

上記に係る入札(見積)の経過は、下記のとおりです。

令和 7年 5月 7日

総務課財産管理係長 野田 秀志



記

契 約 方 法		一般競争入札		指名競争入札	随契契約	
入 札 日 時		令和 7年 5月 7日(水)		午前 11時00分		
入 札 の 経 過 及 び 結 果	入 札 者	第1回入札	第2回入札	第1回見積	第2回見積	備考
	奥田工業(株)	256,000,000				
	木曾土建工業(株)	320,000,000				
	(株)岡谷組 木曾営業所	238,000,000	決定			
	神稲建設(株) 木曾支店	298,000,000				
	木下建設(株) 南木曾営業所	330,000,000				
	吉川建設(株) 木曾営業所	294,000,000				
	興和工業(株) 木曾営業所	324,000,000				
	松本土建(株) 木曾営業所	316,000,000				
						</

予定価格		306,702,000 円			
落札決定額		261,800,000 円	落札者氏名	落札の通知	立会人
内 訳	入札書記載金額	238,000,000 円	株式会社 岡谷組 木曾営業所	⓪ 文書	入札事務担当者 及び入札者全員
	10/100相当額	23,800,000 円			
落札率		85.36%			

建設工事請負仮契約書



- 1 工 事 名 令和7年度 旧木曾寮除却工事
- 2 工 事 場 所 旧木曾寮 木曾郡上松町大字萩原2404-1
- 3 工 期 令和 7年 5月 木曾広域連合議会議決の日から
令和 8年11月28日まで

- 4 請負代金額 金 261,800,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 23,800,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を
乗じて得た額である。

- 5 契約保証金 金26,180,000円とし、受注者は発注者に対し次の担保を提供
する。株式会社八十二銀行岡谷支店の保証
- 6 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の
条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

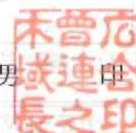
なお、木曾広域連合議会の議決（木曾広域連合長の専決処分を含む。）があったときは、この
契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従
って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有す
る。

令和 7年 5月13日

発注者 住 所 長野県木曾郡木曾町日義4898-37
木曾広域連合

氏 名 連 合 長 原 久 仁 男



受注者 住 所 長野県木曾郡木曾町福島7086
株式会社 岡谷組 木曾営業所

氏 名 所 長 小 林 健 司

